

## 株券不発行制度・電子公告制度の導入について

### 改正法の成立・公布

今般、株券不発行制度及び電子公告制度の導入につき、下記の法律が成立・公布されました。

- 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（株券不発行制度の導入に係る改正）  
公布日：平成16年6月9日  
施行日：公布日から5年を超えない範囲において政令で定める日（下記の解説文「1．株券不発行制度」において「施行日」といいます。）  
\* 商法の改正部分については、平成16年10月1日（下記の解説文「1．株券不発行制度」において「一部施行日」といいます。）
- 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」  
公布日：平成16年6月9日  
施行日：公布日から1年を超えない範囲において政令で定める日（平成17年2月1日施行の見込）

### 改正の概要

#### 1．株券不発行制度<sup>1</sup>

##### （1）導入の目的

現行法においては、株式を移転するには株券の物理的な交付が必要とされ（第205条1項、第207条1項）、そのことが取引の迅速な決済の妨げとなっていることが問題とされてきました。そこで、株式等の取引に係る決済の迅速化を図るとともに、紛失・盗難等のリスクを削減し、また、公開会社からの経費節減の要請も踏まえ、券面の管理や受渡しなどにかかるコストを削減すること等を主な目的として株券不発行制度が導入され、株券のペーパーレス化が実現することになりました。

##### （2）改正の概要

<sup>1</sup> 本章において「改正法」とは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」によって改正された後の商法を指すものとします。  
また、条文の表記においてとくに記載のない場合は、改正前の商法における条文を指すものとします。

株券不発行制度は、公開会社における場合と非公開会社における場合とでは、その導入による効果は大きく異なります。

公開会社においては、株式の取引決済システムが一層高度化され、株券廃止後の株式の移転は新しい「振替制度」（以下「新振替制度」）によることになり、現行の株券等の保管振替制度（株券等の保管及び振替に関する法律）は廃止されます（附則2条）。

一方、非公開会社の場合、株券を発行している会社においては株券廃止会社となるための手続が必要となります（なお、非公開会社のうち、株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある会社については特例が認められています）が、特に中小企業ではもともと株券を発行しない例が多くみられ、制度導入の効果としては有限会社の持分の移転と類似した株式の移転の方法（意思表示による株式の移転の効力発生）が認められたことにとどまるとされています。

以下に、その改正点の概要を説明します。

#### **株券の不発行の定め**

株式会社は、定款で、株券を発行しない旨の定めができ（改正法第227条1項）、この定款の定めをした会社を「株券廃止会社」といいます。

#### **【公開会社の場合】**

株券が株券等の保管及び振替に関する法律に基づく保管振替の対象になっている会社（上場会社・店頭登録会社のすべて。以下「保振制度利用会社」）については、施行日において、株券不発行制度を採用する定款変更決議をしたものとみなされます（附則6条1項）。従って、保振制度利用会社においては、株券廃止会社となるための特段の手続は必要とされず、原則として、施行日に一斉に株券廃止会社に移行されることとなります。

また、保振制度利用会社は、施行日において、新振替制度の利用会社とすることができます<sup>2</sup>。但し、同意期限日（施行日の1ヶ月前の日）までに振替機関に新振替制度の利用について同意することが必要であり（附則7条1項）、これを行わなかった場合は、株券廃止会社であるものの新振替制度を利用しない会社となってしまう、一旦上場廃止となってしまう。

#### **【非公開会社の場合】**

保振制度利用会社以外の会社（非公開会社）については、一部施行日以降、株券不発行制度を任意に採用することが可能となりますので、株券廃止会社となるか否かは定款の自治に委ねられ、株券廃止会社への移行手続が必要となります。

株券を発行しない旨の定めをする定款変更決議をした場合には、関係者に対する株券廃止会社への移行の周知及び名義書換未了株主に対する名義書換の催促のために、会社は、株券を発

---

<sup>2</sup> なお、施行日前に独自に定款変更を行い株券廃止会社となることもできます（附則3条1項）が、この定款変更の効力発生日（改正法第351条2項に定める「一定の日」。）を施行日前（＝新振替制度の開始前）にした場合は、新振替制度はまだ利用できないにもかかわらず株券廃止会社となってしまうため、一旦保振制度から離脱し上場廃止となってしまう。

行しない旨の定款の定めをした旨、及び一定の日において株券は無効となる旨を、その一定の日の2週間以上前に公告し、且つ株主及び登録質権者に対し、各別に通知しなければなりません(改正法第351条1項)。これらの手続の後、上記の「一定の日」において効力を生じ(同条2項)、その日に株券は無効となります。

会社は、株券廃止会社への移行手続として上記の定款変更、公告及び通知を行えば足り、株券を回収する義務はありません。しかし、無効となった株券が悪用される可能性もありますので、可能な限り回収しておくことが望ましいと解されます。

なお、すべての株式につき不所持申出があり株券を発行していない会社又は株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある会社ですべての株券を発行していない会社(以下「準株券廃止会社」)の場合は、株主(端株主を含む)、登録質権者及び新株引受権者もしくは新株予約権者に対して上記の各別の通知をすれば足り、公告は不要とされています(同条4項)。

株券廃止会社へ移行する会社の株式を担保として取得している質権者のうち、略式質権者については、その対抗力を保持するための特例登録質(改正法第351条3項)が認められ、会社による公告日から株券廃止日までの間、略式質権者は、単独で、質権を株主名簿に記載させて対抗力を保持することができます<sup>3</sup>。

#### 譲渡制限会社における株券発行時期の特例等

株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある会社は、第226条1項の規定にかかわらず、株券を発行しない旨の定款の定めを設けなくても、株主の請求がない限り、株券を発行することを要しないこととなりました(改正法226条1項但書)。但し、当該株式を譲渡・質入れする場合には株券が必要となります。

また、株券の不所持申出があった場合の株券の管理方法として、現行商法では「株券の寄託(銀行等に預ける方法)」と「不発行(株券を廃棄する方法)」の2つの方法が定められていますが、寄託制度を廃止し、不発行制度に一本化されました(改正法第226条/2第2項)。

#### 株式の譲渡方法及び名義書換

株券廃止会社においては、株式の譲渡・質入れ等、株主が株式の移転をする場合に、株券の交付を要しません(改正法第227条2項による第205条1項・第207条1項の適用除外)。また、新株予約権の移転についても、新株予約権証券の交付を要しません(改正法第280条/30第4項による第280条/34の適用除外)。

#### **【公開会社の場合】**

新振替制度により移転が行われますので、株主の側からみれば、株式の売却手続に特段の変更はないものと考えられます。

---

<sup>3</sup> 但し、「質権者の請求による記載」である旨が株主名簿に記載されるため、登録質としての効力(商法209条。利益配当、残余財産分配等の請求権)は有しません。

### 【非公開会社の場合】

株式の移転は当事者間の意思表示により効力が発生します。そして、取得者の氏名・住所を株主名簿に記載することが、当該移転の会社およびその他の第三者に対する対抗要件となります（改正法第206条/2第1項）。

この場合の株主名簿の名義書換は、原則として、名義人（譲渡人）と取得者の共同申請がある場合に認められます（改正法第206条/2第2項1号）。

株券廃止会社の株主は、会社に対し、自分が株主として株主名簿に記載されていることを証明する書面（株主名簿記載事項証明書）の交付を請求することができます（改正法第206条/2第3項）。したがって、株式を移転する際には、株主は株式を取得しようとする者に対し、かかる書面を呈示することによって自らが株主であることを証明することになると考えられます。

### 株券の不発行に関する特例等（企業再編等への影響）

株券廃止会社においては株券が発行されませんので、企業再編の際に必要とされている株券提供公告手続は不要となります。現在の登記実務では、株券を発行していなくても、公告期間が経過しなければ登記は受理されない取扱いがされておりますが、この点を改正する趣旨です。

### 株主名簿の閉鎖期間の廃止

株主又は質権者として権利を行使するものを定めるための制度について、株主名簿の閉鎖の制度が廃止され、基準日制度に一本化されました（改正法第224条/3）。

なお、附則第36条/19項により、一部施行日において「名簿閉鎖に関する定めがあり、基準日に関する定めがない」会社については、一部施行日において、名簿閉鎖期間の初日の前日を基準日とする旨の定款変更の決議があったものとみなされることになり、一部施行日をもって基準日制度に移行したものとみなされます。この場合、一部施行日までに開催される取締役会で権利の内容を定めることが必要となり、その後最初に開催される株主総会では、名簿閉鎖に関する定款規定を削除（又は変更）し、基準日制度に関する定款規定を新設する定款変更を行うこととなります。これは、すでに変更されたとみなされている部分についての形式的な定款変更となります。

### 新株引受人が株主となる時期

新株の発行において、新株引受人が株主となる日が「払込期日の翌日」から「払込期日」に改められました（改正法第280条/9第1項）。従って、新株発行の効力発生日は払込期日当日となり、株主名簿への登録日も払込期日となります。

## 2. 電子公告制度<sup>4</sup>

<sup>4</sup> 本章において「改正法」とは、「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」によって改正された後の商法を指すものとします。

また、条文の表記においてとくに記載のない場合は、改正前の商法における条文を指すものとします。

## ( 1 ) 導入の目的

現行法の下では、株式会社の公告は官報または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げてなすことが要求されておりますが(第166条5項、第374条/4第1項、第374条/20第1項、第376条1項、第412条1項等)、実際のところ官報を購読している者の数は少なく、日刊新聞紙による公告も見落とされる可能性があるのが現状です。また、決算公告については、すでに電磁的公示の制度が認められており、会社がインターネットを利用する方法で公告を実施するほうが、公告本来の役割を果たすことができ、また会社の費用節減にもなることから、会社が公告をする方法の一つとしてインターネットによる電子公告制度が導入されることとなりました。

## ( 2 ) 改正の概要

今回行われた主な改正点としては、株式会社の公告の方法として電子公告を許容するとともに、会社等の債権者保護手続きについて、官報公告に加えて新聞公告または電子公告をも行った場合には、原則として個別催告を省略することを認め、訴え提起の公告等の法律効果を伴わない一定の公告につき会社等の公告義務を撤廃することを内容とするものです。以下にその概要を説明します。

### 電子公告の許容

高度情報化社会に適合した周知性の高い、低廉、簡便な公告方法として、インターネットを利用した電子公告という方法が許容されることとなりました(改正法第166条6項)。

### 【定款の記載事項と登記】

電子公告を公告の方法とするためには、定款にその旨を定めることが必要です(改正法第166条/2)。その場合定款には、「電子公告を公告方法とする旨」のみを記載すれば足り、電子公告を行うホームページのURLまで定める必要はありません。

また、電子公告を採用する場合は、公告方法を電子公告とする旨、および公告ホームページのアドレスを登記する必要があります(改正法第188条3項)。

### 【電子公告の期間】

電子公告をすべき期間については、公告の種類に応じてそれぞれの法定期間に従って定めるところとされています(改正法第166条/2第1項)。

### 【短期的な公告の中断があった場合】

サーバー等の故障、ハッカーによる公告内容の改変、サーバーの定期点検等によって公告の中断が生じた場合には、その中断時間の合計が公告を掲載すべき期間の10分の1以下であるときは、公告を実施した会社に悪意・重過失がなく、または正当な事由がある場合には、速やかに公告中断の事実を当初の公告に付加して公告すれば、当該中断によっても公告は無効とはなりません(改正法第166条/2第2項)。

また、サーバーの復旧に長期間を要する障害が生じた場合等、やむを得ない事由により電子公告をすることができない事態が生じた場合には、あらかじめ定款に定めを設けておけば、定款で定めた官報又は日刊新聞紙によって公告をすることができることとされました（同条4項）ので、安全策としてこの予備的公告方法についても定款に定めておくことが望ましいでしょう。

#### 【調査機関の調査】

電子公告には、公告が適法に行われたか否かを後に検証することが困難であるという問題があることから、これを解消するため、電子公告を行う会社は、決算公告を除き、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を求めなければならないこととされました（改正法第457条）。調査機関の調査を受けない電子公告であっても、他の要件を満たしていれば公告として無効というわけではありませんが、罰則（100万円以下の過料の制裁）の対象となります（第498条1項28号/2）。また、調査機関の業務が適切に行われるよう、欠格事由、登録基準、調査方法等の規定が整備されました（改正法第458条～第475条）。

#### 【決算公告に対する調査機関の調査の適用除外】

決算公告については、電磁的公示の制度が既に認められていることから（第283条5項、旧商法特例法第16条3項）、電子公告を行う場合についても、調査機関の調査を受けることを要しないこととし、電磁的公示の場合と同様の取扱いをしています。また、電子公告を公告方法としない会社が電磁的公示を実施することも認めることとされています（改正法第283条7項、改正商法特例法第16条5項）。

#### 【電磁的公示による決算公告との関係】

電子公告を公告方法とする会社は、当然に決算公告も電子公告により行うこととなりますので、既存の電磁的方法による公示について定める商法第283条4項但書及び同条5項の適用はありません（改正法第283条4項、5項、7項）。この場合、当該決算公告のためのURLは、他の電子公告のためのURLと異なるものとすることが認められます。従って、既に電磁的公示方法による決算公告を行っている会社が、電子公告の方法を新たに採用した場合でも、決算公告については従前のURLで行うことができます。

#### 債権者保護手続の簡素化

合併、会社分割、資本減少・準備金減少の各債権者保護手続について、官報公告に加えて、新聞公告または電子公告をも行った場合には、分割会社の不法行為債権者を除き、個別催告を要しないこととされました（改正法第374条/4第1項、第374条/10、第374条/20第1項、第374条/26、第376条1項、第289条4項、第412条1項）。

以上

Copyright © 2004, TMI Associates  
All rights reserved.